

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民事訴訟法概論	後期	2単位	(標) 1年	川畑 耕平

授業目的	訴えから判決に至る民事訴訟手続の基本構造及び基本原則の理解を徹底させることによって、民事訴訟法 I・IIへの連携を確実にし、同授業のより一層の充実に繋げる。		
達成目標	民事訴訟の基本構造及び基本原則を理解し、基本事例を挙げて説明できる。		
授業計画と予習事項	回数	各回タイトル(テキスト範囲)	授業内容 (2~3行)、予習基本事項 (1~2行、予習文献1~2) 全体各回3~5行程度
	1	民事紛争の解決手段としての民事訴訟	民事紛争の解決制度 民事訴訟法の特徴 訴訟と実体法 司法権の限界—法律上の争訟とは
	2	訴え	訴えの意義 訴えの種類 訴え提起の方式 訴え提起後の手続
	3	訴訟物	訴訟物の意義 訴訟物の同一性・単一性 処分権主義 訴訟開始の効果
	4	裁判所	裁判所の概念と裁判所の構成 管轄の意義・種類 移送 裁判所職員の除斥・忌避・回避
	5	当事者	当事者の意義、当事者の確定 当事者能力 訴訟能力 第三者による訴訟追行
	6	審理の対象	本案の訴訟要件 訴訟要件の調査 訴えの利益 当事者適格 第三者の訴訟担当
	7	審理の過程	当事者主義と職権主義 弁論主義 釈明 口頭弁論の概念と口頭弁論の諸原則 口頭弁論の実施 口頭弁論不出頭の措置 訴訟手続の停止
	8	証明	証明と証拠方法 証明の対象 自由心証主義 証明責任 証拠調べ手続

9	訴訟の終了	訴訟上の和解 訴えの取り下げ 請求の放棄 請求の認諾
10	判決の効力 (1)	既判力の客観的範囲 既判力の時間的限界
11	判決の効力 (2)	既判力の主観的範囲 反射効 その他の効力 終局判決に付随する裁判
12	請求の複数	訴えの併合 訴えの変更 反訴 中間確認の訴え
13	当事者の複数	通常共同訴訟と必要共同訴訟 主張共通の原則と証拠共通の原則 参加の諸形態 当事者の変動
14	上訴制度	控訴の利益 控訴審の審理 上告理由 上告受理の申立 上告審の審理 抗告の意義・種類 再抗告・許可抗告
15	特別上告と再審 簡易訴訟手続	特別上告と特別抗告 再審制度の意義 再審事由 準再審 少額訴訟・手形訴訟・小切手訴訟・督促手続
授業方法・ 予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	民事訴訟法を理解するにはその前提として要件事実論の理解が必須と考えるので、参考書に挙げた『問題研究 要件事実』で自習して下さい。 毎回、教材の該当箇所を熟読して授業に臨んで下さい。 基本的には講義形式で授業するが、適宜、質問し、あるいは小テストを実施する。	
評価方法と 評価基準 (期末試験、 レポート、 ディベート 等)	期末試験 70%、質疑応答の内容ないし小テスト 30%	
テキスト 独自教材	上原敏夫ほか『民事訴訟法』有斐閣Sシリーズ	
参考書 (3~5冊)	司法研修所『問題研究 要件事実』、司法研修所『民事訴訟第一審手続の解説』、中野貞一郎ほか『新民事訴訟法講義』有斐閣大学双書	